

「年収の壁・支援強化パッケージ」に伴う被扶養者認定の 取扱い等について

国において、年収が一定以上となった場合に社会保険料の負担が生じて手取りが減る「年収の壁」への対応策として「年収の壁・支援強化パッケージ」が定められ、この中のひとつに、被扶養者の収入が一時的に増加し年収が130万円以上となる場合であっても、事業主がその旨を証明することで引き続き扶養に入れる仕組みが設けられました（令和7年に予定されている次期年金制度改正までの当面の間の対応）。

このことを受け、当共済組合においても以下のとおり取扱うこととしますのでお知らせします。

パート・アルバイトの方が、繁忙期に労働時間を延長したことなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主(会社など)が「一時的に収入が上がった」ことを証明すれば、引き続き被扶養者として認定が可能となります。

【参考】厚生労働省のQ&A「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001163139.pdf>

QRコード :



一時的な収入変動の考え方

「一時的な収入変動」と認められる場合

- ①当該事業所の他の従業員が退職したことによる当該労働者の業務量の増加
- ②当該事業所の他の従業員が休職したことによる当該労働者の業務量の増加
- ③当該事業所における業務の受注が好調だったことによる当該事業所全体の業務量の増加
- ④突発的な大口案件による当該事業所全体の業務量の増加

「一時的な収入変動」と認められない場合

- ①フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合
- ②基本給が上がった場合、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実であるとき

共済組合における被扶養者認定の取扱い

①「一時的な収入変動」と認められる場合は、130万円（60歳以上又は障害年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者は180万円）の収入基準額未満として取扱います。

- ・年金収入、自営業収入等他に収入がある場合は同収入も含めて判断します。
- ・父母合算収入基準額（260万円）は現行どおりとしますが、父母合算収入基準額の判定に用いる給与収入については同様に判断します。

②別居における仕送り額の判定においては、「一時的な収入変動」後の収入額の1/2以上かつ、1カ月あたり最低5万円以上の仕送りが必要となります。

「一時的な収入変動」後の収入額の1/2以上かつ、1カ月あたり最低5万円以上の仕送りが行われていない場合、組合員が主たる生計維持者とは認められないため、被扶養者になることはできません。

被扶養者の認定申請

「一時的な収入変動」に該当し、新たに認定申請を行う場合は、通常の申請書類に加え、別紙様式『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』（※1）を提出してください。

下記期日までに申告書を受け付けた者については、「年収の壁・支援強化パッケージ」の適用開始日である令和5年10月20日に遡及して被扶養者の認定を行います（※2）。

提出期限：令和5年12月28日（共済組合必着）

※1 別紙様式はお勤めの所属所（市町村役場等）の共済事務担当課で取得してください。

※2 適用開始日前に申告書を受け付けた者に係る扶養認定及び収入確認については「年収の壁・支援強化パッケージ」の対象外（遡及しない取扱い）とします。

注意事項

- ・勤務先で健康保険の加入義務が生じる場合は、特例措置の対象とならず、被扶養者の資格を取り消すこととなります。
- ・事業主の証明があった場合でも、給与の一時的な収入変動以外の要件等により被扶養者として認定されないことがあります。